

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

富士山五合目国際観光協会

1.3 密の回避

(1) 換気設備の設置等（「密閉」）の回避

- ① 各施設、定期的に換気設備を清掃、整備し維持管理を適切に行う。
- ② 出入り口・窓は常時開放することを原則とする。常時開放ができない場合は、適宜、各階ごと 30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開するなどの方法で必要換気量を確保する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」）の回避

- ① 施設の入口に常時従業員が立ち、あらかじめ設定した対策想定収容人数に達した場合は入場させない。

※「対策想定収容人数」の定義

「(売場面積 - 商品陳列面積) ÷ 3 m²/人 + 3. (2) ④のレストラン対策想定収容人数」

- ② 商品陳列・構成を分かりやすくし、購入する商品を決めやすくする。滞在時間を短くしていただくよう、出入口への POP 掲示、ホームページや店内放送によりご案内する。
- ③ 各店舗は、売店等対策想定収容人数（別紙参照）を上回るなど混雑を確認した場合、店内放送にて滞在時間の短縮を促す。
- ④ 入口、出口を区別し、お客様が集中しないよう進行方向を示して、動線を確保する。

(3) 人と人との距離の確保（「密接」）の回避

- ① レジ前方床面へ目安シールを貼付し、前の方と 1m 以上（マスク着用を前提）距離を確保するよう表示する。
- ② お客様方の距離をおとりいただくよう、店舗出入口への POP 掲示、ホームページや店内放送によりご案内する。
- ③ 階段では、3 段空けて利用するように案内を表示する。
- ④ 各階の休憩用椅子やレストランなどの座席は対面にならないよう、また十分な間隔（1m 以上、可能なら 2m を目安）を空けて配置する。
※対面に配置する際は、席間に飛沫拡散防止対策（透明ビニールカーテン等）を講じる。
- ⑤ お客様と対面するレジカウンター等では、透明ビニールカーテン等を設置する。
- ⑥ レジカウンターでは、必要に応じてフェイスシールドを活用し、遮蔽する。
- ⑦ お客様には、店舗出入口への表示やホームページ、店内放送により、近距離での会話や発声をご遠慮いただくように要請する。

- ⑧ 休憩スペースなど、従業員同士が対面する席についても透明ビニールカーテン等を設置し、遮蔽する。
- ⑨ 従業員へは近距離での会話や発声を避けるよう徹底し、咳エチケットの厳守を求める。

2. その他の感染防止対策

(1) マスクの着用

- ① お客様に対しては、店舗出入口への表示や、ホームページ、店内放送によりマスクを着用いただくよう要請するとともに、マスクを着用しないお客様（ただし、2歳未満児を除く。）の入店をお断りする。
- ② 全従業員へのマスク配布と着用を義務化する。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 店舗出入口に消毒設備を設置し、お客様にご利用いただくように、施設の入口に常時配置する従業員が常に声をかけると共に、店舗出入口へのPOP掲示や店内放送により要請する。
- ② 従業員は定期的に消毒、手洗いを実施する。

(3) 体調チェック

- ① 従業員に対して、発熱（平熱より1℃以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合、出勤をしないように徹底する。
また出社時に、非接触型体温計等で検温し、平熱より1℃以上高い場合は帰宅させる。
- ② お客様に対して、出入口へのPOP掲示、ホームページ、店内放送により、発熱（平熱より1℃以上）や軽度であっても、風邪の症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は来店しないよう要請する。
- ③ お客様に対して、入店時に非接触型体温計等で検温し、37.5℃以上の場合は入店をお断りする。

(4) トイレの衛生管理

- ① 次亜塩素酸消毒剤や消毒用アルコールを使用し、便座、スイッチ、洗浄レバー等を清掃、消毒する。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように案内を表示する。
- ③ トイレ出入口に消毒用アルコール等設置する。

(5) 休憩スペースのリスク軽減

- ① 従業員の食事は交代で取り、休憩者を分散する。
- ② 従業員休憩室の椅子は対面にならないよう、また間隔を空けて配置する。

(必要に応じて透明ビニールカーテン等を設置)

- ③ 従業員休憩室の窓、ドアを常時開放する。
- ④ 共有する物品（テーブルや椅子など）は、定期的に消毒する。

(6)喫煙スペースの使用制限

- ① 喫煙スペースに利用人数を表示するなど、一度に利用する人数を減らす。
- ② 椅子等は、対面にならないよう、また間隔を空けて配置する。

(7)清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電話、レジ、手すり等）を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤等を用いて定期的に清拭消毒する。
- ② ゴミはビニール袋に密閉して捨てる。またゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、回収後は石けんでの手洗いを徹底する。

(8)その他

- ① 多言語・ピクトグラム等により、感染予防策を外国人向けに告知する。
- ② キャッシュレス支払を推進する。

3. 施設ごとの注意点

(1)売店等における注意点

- ① 当面の間、試食販売は中止する。
- ② 金銭の受け渡しの際は、コイントレイを使い、手による接触を避ける。併せて、コイントレイは定期的に消毒する。
- ③ 人の密集を避けるため、当面の間、タイムセールなど集客を目的とした行為を行わない。

(2)レストランにおける注意点

- ① 使用するお皿・グラス類は使用前の消毒、使用後の洗浄を徹底する。
- ② テーブル、椅子等は利用開始前に清拭消毒をする。
- ③ 会話については大声を控えてもらうよう要請する。
- ④ 利用者数がレストラン対策想定収用人数（⑤の措置により算出した人数）を超えないよう入場を制限する。
- ⑤ 座席は対面にならないよう、また十分な間隔（1m 以上、可能なら 2m を目安）を空けて配置する。

※対面に配置する際は、席間に飛沫拡散防止対策（透明ビニールカーテン等）を講じる。

⑥ ビュッフェ形式及び大皿による料理の提供は行わない。

(3) 宿泊施設における注意点

- ① 宿泊事業を実施する場合は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟が提示する「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき対策を講じる。
- ② ビュッフェ形式及び大皿による料理の提供は行わない。
※今期シーズンについては、登山道等閉鎖のため、宿泊営業は行わない。

(4) 都道府県をまたいだ移動の自粛要請対象になっている区域の在住者の利用制限

- ① 各店舗の出入口やホームページにて、都道府県をまたいだ移動の自粛要請対象になっている区域に在住の方は利用しないように表示する。

4. その他注意点

- ① 上記お客様への各種要請及び屋外での「密集」・「密接」への注意喚起は、屋外スピーカーにより定期的に放送する。(5合目のみ)
- ② 従業員に本ガイドラインに関する研修を実施し、感染予防策の理解を深める。
併せて、業務開始前に朝礼等において感染予防策の項目を周知徹底する。

5. チェックリストの作成・確認

- ① 本ガイドラインをチェックリスト化し、各施設は、毎日その遵守状況を確認し協会に報告する。
- ② 協会は、その状況を定期的に山梨県へ報告する。

令和 2 年 5 月 28 日

富士山五合目国際観光協会

加盟施設一覧

富士登山観光（株） 社長 流石喜久巳

山梨県鳴沢村字富士山 8545-1

0555-72-2121

奥庭荘 三浦洋恵

山梨県鳴沢村字富士山 8545-1

0555-82-2910

以上

富士山五合目国際観光協会

施設別対策想定収容人数

施設名	売店等対策想定 収容人数 (有効売場面積 ÷ 3 m ²)	レストラン 対策想定 収容人数	対策想定 収容人数 (合計)	従業員数 (参考)
五合園レストハウス	$370 \div 3 = 123$ 名	140 名	263 名	16 名
奥庭荘	$65 \div 3 = 21$ 名	20 名	41 名	4 名

以上